

# ライブコマース活動の監督管理強化に関する 市場監督管理総局の指導意見

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁・委員会）御中

ライブコマースの監督管理を強化し、消費者の合法的權益を保護し、ライブコマース新業態の健全な発展を促進するために、関連法律、行政法規及び市場監督管理部門の職責に従い、ここに次のとおり意見を提出する。

## 一、全体的要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、第19回党大会及び党19期2中全会・3中全会・4中全会・5中全会の精神を全面的に貫徹し、党中央・国務院の政策決定・手配を着実に実行し、法による行政を堅持し、寛容で慎重な姿勢を堅持し、監督管理理念を革新し、新業態の特徴に適し、様々な市場主体の公平競争に寄与する監督管理方式を積極的に模索し、ライブコマース活動における消費者の合法的權益の侵害、知的財産権侵害、市場秩序の破壊等に係る違法行為を法に基づき摘発し、ライブコマースの健全な発展を促進し、公平で秩序ある競争環境、安全かつ安心な消費環境を醸成する。

## 二、関連主体の法的責任の強化

（一）インターネットプラットフォームの法的責任を強化する。インターネットプラットフォームは、ライブ配信で商品販売又はサービス提供を行う経営者のためにインターネット上の経営場所、取引の仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引の双方当事者又は多方当事者が独立して取引活動を展開できるようにする場合、特にインターネットプラットフォームがライブ配信プロモーションサービス経営者用に出店機能を開放し、ライブ配信で商品又はサービスの宣伝を行う経営者のためにライブ配信技術サービスを提供する場合、『電子商取引法』の規定に従って電子商取引プラットフォーム事業者の責任と義務を履行しなければならない。

インターネットプラットフォームは、商品販売事業者（サービスプロバイダーを含む。以下同じ。）又はライブ配信者のために有料集客等のサービスを提供し、ライブコマース活動のために宣伝、販促活動を行い、商業広告を構成する場合、『広告法』の規定に従って広告媒体業者又は広告事業者の責任と義務を履行しなければならない。

インターネットプラットフォームが、その他の方式でその利用者のためにラ

ライブ配信技術サービスを提供する場合には、プラットフォームが運営・手数料徴収に関与するか否か、利用者に対するプラットフォームの制御力の有無等の具体的な状況に応じて、『電子商取引法』の電子商取引プラットフォーム事業者に関する関連責任と義務が適用されるか、又はインターネットサービスプロバイダーに関する法律法規の責任と義務が適用されるものとする。

(二) **商品販売事業者の法的責任を強化する。**ライブ配信で商品販売又はサービス提供を行うにあたっては、『電子商取引法』『消費者権益保護法』『反不正競争法』『製品品質法』『食品安全法』『広告法』『価格法』『商標法』『専利法』等の関連法律の規定に従い、相応の責任と義務を履行しなければならない。

(三) **ライブ配信者の法的責任を強化する。**自然人、法人又はその他の組織は、ライブ配信で商品又はサービスの性能、機能、品質、販売状況、ユーザーレビュー、獲得した栄誉称号等を宣伝する場合には、真実かつ合法的で、『反不正競争法』の関連規定に合致するものとしなければならない。ライブ配信内容が商業広告を構成する場合には、『広告法』の規定に従って広告媒体業者、広告事業者又は広告推奨者の責任と義務を履行しなければならない。

### 三、ライブコマース行為の厳格な規範化

(四) **商品又はサービスマーケティングを規範化する。**商品販売事業者は、ライブ配信で商品販売又はサービス提供を行うにあたって、関連法律法規を遵守し、商品仕入検査検収制度を構築かつ実行しなければならない。ライブ配信で法律法規の規定により生産、販売が禁止されている商品又はサービスを販売してはならない。ライブ配信で法律法規の規定によりマスメディアでの掲載が禁止されている商業広告を掲載してはならない。ライブ配信でオンライン取引が禁止されている商品又はサービスを販売してはならない。

(五) **広告の掲載可否審査を規範化する。**ライブコマース活動において法律、行政法規の規定により掲載前審査を行わなければならない広告を掲載するにあたっては、広告審査の関連規定を厳格に遵守しなければならない。審査を経ずに医療、医薬品、医療機器、農薬、動物用医薬品、健康食品及び特殊医学用途調整食品等の法律、行政法規の規定により掲載前審査を行わなければならない広告を掲載してはならない。

(六) **消費者の知る権利と選択権を保障する。**商品販売事業者はライブ配信で商品販売又はサービス提供を行う場合、そのオンラインショップのホームページの目立つ位置に、営業許可証、その経營業務に関連する行政許可情報を継続的に表示し、かつ経営住所、連絡先、アフターサービス等の情報を消費者に提供しなければならない。インターネットプラットフォームは、上記情報を表示するた

めの技術サポート等の便利な条件を提供しなければならない。

#### 四、法によるライブコマース違法行為の摘発

(七) 法により電子商取引の違法行為を摘発する。ライブコマースにおけるプラットフォームの不十分な責任履行等の問題に対応するため、『電子商取引法』に従い、消費者レビューの無断削除、プラットフォーム内経営者による消費者の合法的權益を侵害する行為に対して必要な措置を講じなかったこと、資質・資格に関する審査義務を果たさなかったこと、消費者の安全保障義務を果たさなかったこと等の違法行為を重点的に摘発する。

(八) 法により消費者の合法的權益を侵害する違法行為を摘発する。ライブコマースにおけるアフターサービス保障の不備等に係る問題に対応するため、『消費者權益保護法』に従い、消費者から法により申し立てられた修理、作り直し、交換、返品、商品数量不足分の再送、代金・サービス料の払戻し又は損失補償の要求に対して、故意に遅延する又は不当に拒否する等の違法行為を重点的に摘発する。

(九) 法により不正競争の違法行為を摘発する。ライブコマースにおける「架空取引やサクラレビュー」、ライブ配信者による消費者詐欺・誤認誘導等の不正競争問題に対応するため、『反不正競争法』に従い、虚偽又は他人の誤解を招く商業宣伝を実施する行為、その他経営者と協力して虚偽又は他人の誤解を招く商業宣伝、模倣混同行為、営業誹謗及び不法な景品付き販売を行う等の違法行為を重点的に摘発する。

(十) 法により製品の品質に関わる違法行為を摘発する。ライブコマースにおける模倣品・粗悪品の販売等の問題に対応するため、『製品品質法』に従い、製品の中に模倣品や粗悪品を混ぜる、偽物を本物と偽る、不合格製品を合格製品と偽る、製品の原産地を詐称する、及び他人の工場の名称及び工場所在地を偽装又は盗用する等の違法行為を重点的に摘発する。

(十一) 法により知的財産権侵害の違法行為を摘発する。ライブコマースにおける知的財産権侵害製品の販売等の問題に対応するため、『商標法』『専利法』に従い、登録商標の専用権侵害、専利詐称等の違法行為を重点的に摘発する。

(十二) 法により食品安全の違法行為を摘発する。ライブコマースにおける食品安全問題に対応するため、『食品安全法』に従い、経営資質を有しない食品販売、食品安全基準に合致しない食品の販売、虚偽の生産日の表記、又は賞味期限切れ食品の販売等の違法行為を重点的に摘発する。

(十三) 法により広告違法行為を摘発する。ライブコマースにおける虚偽や違法広告掲載の問題に対応するため、『広告法』に従い、虚偽広告の掲載、良好な

社会気風に背く違法広告の掲載や規定に違反する広告推奨等の違法行為を重点的に摘発する。

(十四) 法により価格違法行為を摘発する。ライブコマースにおける価格違法問題に対応するため、『価格法』に従い、価格釣り上げ、虚偽又は他人の誤解を招く価格手段を利用して消費者を騙して取引させること等の違法行為を重点的に摘発する。

各地の市場監督管理部門は、ライブコマース活動の監督管理業務を重視し、組織指導を強化し、総合法執行の優位性を十分に発揮し、ライブコマース活動の監督管理効果と水準を確実に高めなければならない。中国共産党中央ネットワーク安全・情報化委員会弁公室、公安、広電総局等の部門との交流・提携を強化し、情報享有と調整・協力を強化し、監督管理の合力を強化しなければならない。事件調査処理を確実に強化し、行政手続と刑事手続との連動をしっかりと行い、違法行為に犯罪の疑いがあることを発見した場合、速やかに事件を司法機関に移送しなければならない。

市場監督管理総局

2020年11月5日

出所：2020年11月6日付け中国国家市場監督管理総局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/ggjgs/202011/t20201106\\_323092.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/ggjgs/202011/t20201106_323092.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。